

令和2年度第3回多良木町議会(9月定例会議)

招 集 年 月 日	令和2年9月1日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	令和2年9月1日		午前10時00分	
開 閉 宣 告	散	会	令和2年9月1日		午後2時51分	
応招（不応招） 議員及び出席 欠席議員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
	1	○	高橋 裕子	7	○	源嶋 たまみ
	2	○	中村 正徳	8	○	豊永 好人
	3	○	林田 俊策	9	○	久保田 武治
	4	○	坂口 幸法	10	○	宇佐 信行
	5	○	村山 昇	11	○	猪原 清
	6	○	魚住 憲一	12	○	落合 健治
会議録署名議員	7番	源嶋 たまみ		8番	豊永 好人	
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	林 田 浩 之	議 事 参 事	山 本 美 和		
説明のため出席 した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名		
	町 長	吉 瀬 浩 一 郎	教 育 振 興 課 長	黒 木 庄 一 朗		
	副 町 長	島 田 保 信	教 育 振 興 課	永 井 孝 宏		
	教 育 長	佐 藤 邦 壽	健 康 ・ 保 険 課 長	東 健 一 郎		
	会 計 管 理 者	小 林 昭 洋	健 康 ・ 保 険 課			
	総 務 課 長	仲 川 広 人	町 民 福 祉 課 長	大 石 浩 文		
	総 務 課	椎 葉 純	町 民 福 祉 課			
	企 画 観 光 課 長	岡 本 雅 博	子 ども 対 策 課 長	新 堀 英 治		
	企 画 観 光 課		子 ども 対 策 課			
	税 務 課 長	平 川 博	環 境 整 備 課 長	久 保 日 出 信		
	税 務 課	淵 田 美 春	環 境 整 備 課			
	農 委 事 務 局 長	小 田 章 一	農 林 課 長	水 田 寛 明		
	会 計 室		農 林 課			

会 議 に 付 し た 事 件

報告第10号	令和元年度財政健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について
議案第15号	令和元年度多良木町防災行政無線施設（同報系）及び移動系システム整備工事請負変更契約の締結について
議案第16号	令和2年度多良木町民体育館改修工事請負契約の締結について
議案第17号	多良木町税条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第18号	令和2年度多良木町一般会計補正予算（第4号）
議案第19号	令和2年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
議案第20号	令和2年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第21号	令和2年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第22号	令和元年度多良木町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
議案第23号	令和元年度多良木町一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第24号	令和元年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
議案第25号	令和元年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について
議案第26号	令和元年度久米財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第27号	令和元年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第28号	令和元年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第29号	令和元年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長(高橋裕子さん) ただいまの出席議員は 12 名です。全員出席ですので会議は成立いたしております。

ただいまから、令和 2 年度第 3 回多良木町議会(9 月定例会議)を開きます。

これから、本日の会議を開きます。

議会運営委員長の報告を求めます。

5 番村山昇さん。

○5 番(村山昇君) 令和 2 年度第 3 回多良木町議会(9 月定例会議)議会運営委員長の報告をいたします。

令和 2 年 8 月 25 日及び本日 9 月 1 日、委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、付議事件について執行部の説明を求め、令和 2 年度第 3 回多良木町議会(9 月定例会議)の会期、議事日程及び議会運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項等について審議をいたしました。

会議日程については、本日 9 月 1 日から 9 月 10 日までとし、議事日程につきましては、会議日程及び議事日程表のとおりといたします。

本日は、日程第 4、報告第 10 号について報告を受けた後、日程第 5、議案第 15 号、令和元年度多良木町防災行政無線施設(同報系)及び移動系システム整備工事請負変更契約の締結について及び日程第 6、議案第 16 号、令和 2 年度多良木町民体育館改修工事請負契約の締結についての審議・採決を行い、日程第 7、議案第 17 号から日程第 19、議案第 29 号につきましては、本日説明のみとし、9 月 8 日に審議・採決をお願いいたします。

9 月 8 日、9 日及び 10 日は一般質問を行います。今回、7 名の方より通告がっております。お手元に配付のと通りの順番で行います。

請願・陳情につきましては、今回、3 件の提出がっておりますが、3 件ともお手元に配付してあります陳情要望書表のとおり、関係常任委員会へ付託といたしました。

9 月 10 日、議会最終日の日程第 2、同意第 1 号の人事案件につきましては、投票による表決といたします。

なお、本定例会議の運営につきましても、新型コロナウイルス感染予防の観点から、議場への出席者のマスク着用を議長が許可しております。傍聴者の方へはマスクの着用をお願いするとともに、一定の間隔をとっての着席をお願いいたしております。また、十分な換気と執行部説明員以外の職員の出席を必要最小限といたしております。

以上、慎重審議をいたしましたので報告いたします。

なお、詳細について、不明な点は私か事務局長にお尋ねください。以上で報告を終わります。

○議長(高橋裕子さん) それでは、会議日程及び議事日程につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおりとし、多良木町議会会議規則第 20 条の規定によって、お手元に配付しておきました日程表のとおり議事を進めてまいります。

日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

○議長(高橋裕子さん) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

多良木町議会会議規則第 126 条の規定により、7 番源嶋たまみさん、8 番豊永好人さんの両名を指名いたします。

日程第2 「諸般の報告及び行政報告」

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第2、諸般の報告及び行政報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付しておりますA4判の報告用紙のとおりでございます。詳細については、後でお尋ねになれば説明をいたします。

私からの報告は以上で終わります。

なお、お手元に配付しておりますとおり多良木町監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和元年度の5月分、令和2年度5月分、6月分、7月分の例月出納検査の結果報告書及び地方自治法第199条第9項の規定により、令和元年度財政援助団体等の監査結果報告書が議会に提出されておりますので、報告いたします。

次に、一部事務組合等の報告をお願いいたします。

公立多良木病院企業団、8番豊永好人さん。

○8番（豊永好人君） 皆さんおはようございます。病院の報告しますけども、若干長くなりますので、詳細に説明したいと思います。

まずあの令和2年第3回球磨郡公立多良木病院企業団議会定例会報告をします。最後の方です、当病院の現金預金の債権等の残高を詳しく私が説明をします。

まずはですね、多良木町企業団の5名の議員は全員参加ということで、令和2年第3回定例会は8月26日水曜日に招集し、会期を1日とし、午前10時に開会、休会を挟み午後4時に閉会をしました。一般質問は3件及び議案が3件、決算認定が5件、いずれも原案どおり可決しました。

議案第11号は、公立多良木病院企業団の医師修学奨学金の貸与条例の一部を改正する条例の制定について、これはもう民法による改正っちゃうことで、従来は5%、今回からは3%前後になるということでした。

議案第12号、球磨郡公立多良木病院企業団医療技術員等奨学金貸与条例の一部改正する条例について、こちらも民法による改正で企業団条例も一部改正するというので3%に改正するということでした。

議案13号、令和2年度公立多良木病院企業団病院事業、介護保険施設事業及び総合健診事業、これは補正予算（第2号）については、医療故障による買い替えということで、660万増額補正をするということでした。この内容については、手術用止血帯、これが70万、健診センターの超音波画像診断がこれはもういろいろ修理するよりも新品の方に変えたがいてことで590万、合わせて660万でした。次に、決算認定で決算認定1号、令和元年度球磨郡公立多良木病院企業団病院事業、介護老人施設事業及び健診事業会計ということで収入・歳出と利益及び決算認定についてということで、まずこれを言う前にまずですね、病院事業で1億4,072万8,444円の純損益、赤字ですね、と介護老人施設が1,115万3,539円の純損失と、総合健診事業が1,819万4,822円、合計の1億7,007万6,805円の純損益になりました。

あと決算認定のまず認定第3号、令和元年度球磨郡公立多良木病院企業団の病児病後児保育の会計ということで、歳入歳出ですね、これはあくまでも構成4カ町村からの負担金と自己負担金とこれが1,109万4,210円です。これは歳出のものがもう職員給与と手当等の一般管理費で、繰り越しが126万8,845円の翌年度繰り越しということになってます。

認定第4号、令和元年度水上村立古屋敷診療所特別会計（歳入・歳出）、これについても水上村から1,210万6,979円、あくまでもこれはもう職員の給与、手当ともので、翌年度が繰り越しが118万8,511円の翌年度繰り越しということの、延患者数が131人でした。

それと認定第5号、令和元年度槻木診療所特別会計（歳入・歳出）決算認定について、こちら方は多良木町の負担ということで、多良木町から1,338万1,336円になっております。翌年度繰り越しが76万4,119円で翌年度繰り越しということで、延患者数が357人でした。

なお一般質問は、湯前選出の遠坂議員から病院経営コンサルの取り組みについて、多良木町の久保田議員からはコロナ感染対策について、それと経営改善の取り組みについて、あさぎり町選出の小見田議員からは企業経営状況説明内容とその後の職員の意識の変化についてということで問われました。

それと最後ですけれども、さっき言われたこれが1番重要だと思いますけれども、預金の債権残高表ということで、これが令和2年6月残で、病院事業が8億8,639万4,000円、老健が8億150万1,000円、健診が2億4,195万1,000円、3事業で19億2,984万6,000円ということで、対前年度比で約1億7,000万円減っています、この3カ月間で。これはあくまでもコロナの外来の外来患者の減ということになると思います。これについて病院議員の5名の方、中村議員、林田議員、源嶋議員、久保田議員、私といった5議員が企業団議員といますので、もし分からない点あれば詳しく皆様に説明をしたいと思います。これで終わります。以上。

○議長（高橋裕子さん） 次に、人吉球磨広域行政組合、12番落合健治さん。

○12番（落合健治君） おはようございます。令和2年度3回人吉球磨広域行政組合議会定例会の報告をいたします。

令和2年第3回人吉球磨広域行政組合議会定例会が令和2年8月27日、午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

日程第1、会議録署名議員の指名では14番椎葉弘樹議員、15番黒木喜巳男議員が指名されました。

日程第2、会期の決定では8月27日の1日限りとすることに決定しました。

日程第3、行政報告では、理事会代表理事から令和2年3月の第1回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等についての報告がありました。

日程第4から日程第8までの提出案件は一括議題とし、理事会代表理事から提案理由の説明を受け、続いて、執行部の補足説明を受けた後、承認・議案2件を一括して、承認・議案ごとに質疑、採決を行い、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、（補正予算第1号）、議案第13号、令和2年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第2号）の2件を原案のとおり可決、決定しました。次に、決算の認定関連の日程第6、認定第1号、令和元年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出の決算の認定について、日程第7、認定第2号、令和元年度人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出の決算の認定について、日程第8、認定第3号、令和元年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出の決算の認定についての3件を一括して会計管理者の決算書の説明と代表監査委員の決算審査意見書の報告を受けた後に、日程を追加し、令和元年度決算特別委員会が設置され、決算の認定3件の審議については委員会に付託されました。

決算特別委員会には、徳川禎郁議員、宮崎保議員、皆越てる子議員、私落合と荒嶽晋議員、岡田武志議員、茂吉隆典議員、赤坂修議員の8名が指名され、第1回決算特別委員会を開催し、委員長に荒嶽晋議員（水上村）、副委員長に徳川禎郁議員（人吉市）が互選され、第2回以降の委員会開催日程及び審査方法について審議され、決定しました。

最後に日程第9、委員会の閉会中の継続審査及び調査については、議会運営委員会及び令和元年度決算特別委員会から申し出のあった委員会の閉会中の継続審査及び調査申出書は、各委員長の申し出のとおり決定され、閉会しました。

以上、令和2年第3回人吉球磨広域行政組合議会定例会の会議結果について報告いたします。以上、終わります。

○議長（高橋裕子さん） 次に、上球磨消防組合、10番宇佐信行さん。

○10番（宇佐信行君） おはようございます。令和2年第2回上球磨消防組合議会臨時会の報告をいたします。

期日につきましては、令和2年6月29日月曜日、上球磨消防組合会議室において開催され

ました。日程第 1 といたしまして、会議録署名議員の指名では、5 番米本議員、6 番宇佐議員が指名されました。

日程第 2、会期の決定でございますが、令和 2 年 6 月 29 日の 1 日に決定がなされ、日程第 3、報告第 1 号、令和元年度上球磨消防組一般会計継続費繰越計算書の報告についてがありました。

これは平成 30 年度から 3 カ年事業で進めている庁舎等建設・指令システム事業費における継続費の令和元年度から令和 2 年度への通次繰越の報告であります。総額にいたしまして 12 億 6,000 万円、支出済額 10 億 5,635 万 108 円、よって繰越額が 2 億 364 万 9,892 円の報告がありました。

続きまして日程第 4、議案第 4 号、令和 2 年度上球磨消防組一般会計補正予算（第 1 号）でございます。歳入歳出それぞれ 2,400 万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 7,900 万円とするものでございました。補正予算の内容につきましては、新型コロナウイルスの影響による会議、研修等の中止または延期による旅費及び負担金の減額及び総務省消防庁から行う寄贈救急自動車事業により、一般社団法人日本損害保険協会から救急自動車車体の寄贈が決定され、これにより、救急自動車としての運用する艀装及び緊急資機材の整備にかかる経費の追加でございました。これにつきましては、全員一致で原案のとおり可決をしております。

日程第 5 でございますが、議案第 5 号、工事請負契約の締結ということで、1、工事名、上球磨消防組訓練棟改築工事、2、工事場所、球磨郡多良木町大字多良木字横馬場内、3、契約の方法、指名競争入札、4、契約金額、1 億 9,140 万円、5、契約の相手方、熊本県球磨郡多良木町多良木 144 番地の 1、味岡建設株式会社、代表取締役味岡俊彦。この件についても全会一致で原案のとおり可決をしております。

以上で第 2 回上球磨消防組臨時会の報告を終わりますが、続きまして、令和 2 年第 3 回上球磨消防組議会臨時会の報告をいたします。

第 3 回の臨時会は、令和 2 年 8 月 24 日月曜日、上球磨消防組会議室において開催されました。

日程第 1 でございますが、会議録署名議員の指名、1 番の橋本議員、2 番金子議員が指名され、日程を 8 月 24 日の 1 日に決定をいたしました。

日程第 3、議案第 6 号、物品売買契約の締結について。事業名が令和 2 年度寄贈救急自動車関連事業でございます。納入場所、上消防組消防本部、契約の方法、随意契約、契約金額、2,261 万 6,000 円、契約の相手方、熊本県熊本市南区日吉 2 丁目 10 番 1 号、熊本トヨタ自動車株式会社、代表取締役井原宏。この件につきましても全会一致で原案のとおり可決をしております。

以上で報告を終わりますが、何かわからない点がございましたらば、同僚の猪原議員か私の方まで申し出をお願いいたします。以上です。終わります。

○議長（高橋裕子さん） これで諸般の報告を終わります。

次に、町長及び教育長から行政報告の申し出がっておりますが、お手元に配付しております A4 判の報告用紙のとおりということでございます。詳細については、後でお尋ねになれば説明をいたしますということでございます。これで行政報告を終わります。

日程第 3 「請願・陳情について」

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 3、請願・陳情につきましては、お手元に配付の陳情・要望文書表のとおりでございます。

多良木町議会会議規則第 91 条及び第 94 条の規定により、受理番号 1、地方たばこ税を活用

した分煙環境整備に関する陳情書及び受理番号 3、7 月豪雨において町有林から農地等へ流入した土砂の撤去に関する要望書は総務産業常任委員会へ、受理番号 2、多良木町槻木地区の熊本県道 143 号中河間多良木線早期復旧についての要望は厚生環境文教常任委員会へ付託いたしました。

それでは、ここで町長の提案理由の説明を求めます。

町長吉瀬浩一郎さん。

○町長（吉瀬 浩一郎君） おはようございます。それでは、私の方から令和 2 年度第 3 回多良木町議会（9 月定例会議）の提案理由をご説明させていただきます。

今回、審議をお願いいたします案件は、報告といたしまして、令和元年度財政健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について、これが 1 件でございます。

条例等の議案といたしまして、防災行政無線施設整備工事請負変更契約及び町民体育館改修工事請負契約の締結についてが 2 件でございます。

多良木町税条例の一部を改正する条例、これが 1 件でございます。

令和 2 年度の補正予算といたしまして、一般会計、特別会計合わせまして 4 件、令和元年度の決算認定が一般会計、特別会計合わせまして 8 件でございます。

それから人事案件といたしまして、任期満了に伴います教育委員会委員の任命についてが 1 件、以上、全部で 17 件でございます。

詳細につきましては、担当課長の方からご説明をいたしますので、全議案ともご可決いただきますようお願いいたします。私からの提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 4 「報告第 10 号」 令和元年度財政健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について

○議長（高橋裕子さん） 町長の提案理由の説明が終わりました。

それでは、日程第 4、報告第 10 号、令和元年度財政健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） 報告第 10 号、令和元年度財政健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率を監査委員の審査に付したので、別紙意見書を付けて次のとおり報告するものでございます。

この法律につきましては、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設けて、財政の健全化に資することを目的とされております。

まず、健全化判断比率の表でございますが、比率のところでは四つの指標の比率がございます。また、基準のところの多良木町の下のところなんです。早期健全化基準、財政再生基準の二つがありますが、それぞれ政令で定められました数値以上になりますと、財政健全化計画や財政再生計画の義務づけがあり、また、起債の制限などの措置がとられることとなっております。

まず比率のところでは実質赤字比率、それから連結赤字比率につきましては、多良木町は赤字でないために該当をしないところでございます。実質公債費比率につきましては 8.6%、将来負担比率につきましては 41.7%でございます。いずれも基準以下となっております。

次に、資金不足比率の表でございますが、こちらにつきましては、上水道事業会計、下水道事業特別会計ともに資金不足はありませんので、資金不足比率には該当しないということ

になっております。

以上、この報告におきましては、財政的には健全な状態であるということでございます。
以上で報告を終わります。

○議長（高橋裕子さん） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これで報告第 10 号、令和元年度財政健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告
についての報告を終わります。

日程第 5 「議案第 15 号」 令和元年度多良木町防災行政無線施設（同報系）及び移動 系システム整備工事請負変更契約の締結について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 5、議案第 15 号、令和元年度多良木町防災行政無線施設
（同報系）及び移動系システム整備工事請負変更契約の締結について説明を求めます。

仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） 議案第 15 号、令和元年度多良木町防災行政無線施設（同報系）及び
移動系システム整備工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

当初請負契約については、令和元年 7 月 16 日第 3 回多良木町議会（7 月会議）において議
決を経ていたが、その後工事内容の一部変更により増額すべき事由が生じたので、下記のと
おり請負変更契約を締結するものでございます。

記といたしまして、1、契約の目的 令和元年度多良木町防災行政無線施設（同報系）及び
移動系システム整備工事、2、契約の方法 随意契約、3、契約の総額 一金 5 億 3,180 万
1,940 円でございます。内訳でございますが、当初請負契約金額が一金 5 億 710 万円ござい
ます。請負変更契約金額が一金 2,470 万 1,940 円でございます。うち取引に係る消費税額が
224 万 5,630 円でございます。4、契約の相手方 福岡県福岡市博多区東比恵 3 丁目 1 番 2 号、
エコー電子工業株式会社本社 本社責任者 守正幸、5、支出科目 款 消防費、項 消防費、
目 非常備消防費、節 工事請負費。

提案理由でございますが、本契約を締結するには議会の議決に付すべき契約及び財産の取
得または処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を経る必要があるためございま
す。

今回の変更契約につきましては、主な理由が 2 点ございます。まず 1 点目でございますが、
槻木簡易中継局の変更ということで、当初予定しておりました設置場所につきましては、最
寄りの電柱から 1 キロ以内で給電事業者負担によります電線敷設を見込んでおりました。た
だ、給電事業者との協議の結果、敷設が不可能であるということで、4.5 キロメートルほどの
迂回ルートを町の負担による敷設が提案されました。

しかしながら、迂回ルートの電線敷設につきましては、多額の費用と民有林の作業道のた
めに、修繕発生時や給電設備及び作業道の維持管理などに今年度の費用負担増が見込まれま
すために、設置場所を県道沿いの槻木峠付近に変更し、その設置場所変更に伴います槻木地
区の弱電地帯を解消するために、簡易中継局を 1 局増設することとしたものが点ございま
す。

2 点目に、無線放送時の音量設定の変更ということで、当初では放送時の音量設定が 1 系統
のために、緊急時の音量を最大化ができない状態でございますので、通常放送時の音量系統
と緊急時に最大音量となる系統の 2 系統にする機能改修を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（高橋裕子さん） 説明が終わりました。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 15 号、令和元年度多良木町防災行政無線施設（同報系）及び移動システム整備工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第 6 「議案第 16 号」 令和 2 年度多良木町民体育館改修工事請負契約の締結について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 6、議案第 16 号、令和 2 年度多良木町民体育館改修工事請負契約の締結について説明を求めます。
黒木教育振興課長。

○教育振興課長（黒木庄一朗君） 議案第 16 号、令和 2 年度多良木町民体育館改修工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

令和 2 年度多良木町民体育館改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するものとするものでございます。1、契約の目的 令和 2 年度多良木町民体育館改修工事、2、契約の方法 指名競争入札、3、契約の総額 9,900 万円、うち取引に係る消費税額 900 万円、4、契約の相手方 熊本県球磨郡多良木町大字多良木 144 番地 1 味岡建設株式会社 代表取締役 味岡俊彦、5、支出科目 款 教育費、項 保健体育費、目 体育施設費、節 工事請負費で
ございます。

提案理由につきましては、本契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

なお、参考資料としまして、次のページに開札調書を付けております。

また、指名業者欄の誤字がありましたので、本日、正誤表も配付しておりますので、ご面倒ですがご確認をお願いいたします。以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（高橋裕子さん） 説明が終わりました。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 16 号、令和 2 年度多良木町民体育館改修工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

これから上程します日程第 7、議案第 17 号から日程第 19、議案第 29 号までの議案については、本日は説明のみを行っていただき、8 日目の 9 月 8 日に審議採決をお願いしたいと思います。

日程第 7 「議案第 17 号」 多良木町税条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） それでは、日程第 7、議案第 17 号、多良木町税条例の一部を改正する条例を定めることについて説明を求めます。

平川税務課長。

○税務課長（平川 博君） 議案第 17 号、多良木町税条例の一部を改正する条例を定めることについてご説明申し上げます。

令和 2 年 3 月 31 日に地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたため、令和 2 年 10 月 1 日以降施行分の税条例改正について、今回上程するものでございます。

主な改正点につきましては個人町民税、法人税、たばこ税の 3 税に係る改正でございます。

まず個人町民税につきましては、非課税の範囲及び所得控除について寡夫、こちらは夫の寡夫でございますけれども、こちらを対象から除き、ひとり親を追加する改正及び低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得課税の特例を創設追加する改正でございます。

法人税につきましては、通算法人ごとに申告等を行うこと及び通算法人について課税標準を法人税額とすることに伴う規定の整備、削除等を行う改正でございます。

たばこ税につきましては、1 本当たりの重量が 1 グラム未満の軽量な葉巻きたばこ 1 本を紙巻たばこ一本に換算する方法を令和 2 年 10 月 1 日と令和 3 年 10 月 1 日の 2 回に分けて段階的に引き上げる改正でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明を申し上げます。まず、新旧対照表の 1 ページ、第 1 条による改正をご覧ください。第 24 条第 1 項第 2 号、個人の町民税の非課税の範囲につきましては、法律改正に合わせて寡夫を対象から除き、ひとり親を対象に追加するものでございます。第 34 条の 2、所得控除につきましては、法律改正に合わせて規定の整備を行うとともに、寡夫控除を除きひとり親控除を追加するものでございます。

2 ページ、第 36 条の 2、町民税の申告につきましては、法律改正に合わせて項ずれに伴う措置を行うものでございます。

3 ページ、第 94 条の第 2 項、たばこ税の課税標準につきましては、軽量な葉巻たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について、令和 2 年 10 月 1 日から最低税率を 2 段階で引き上げる見直しを行うものでございまして、第 1 条改正で令和 2 年 10 月 1 日施行分、後ほど出てまいりますけれども、第 2 条改正で令和 3 年 10 月 1 日施行分の改正を行うものでございます。

同じく 4 ページ、附則第 3 条の 2、延滞金の割合等の特例につきましては、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備を行うものでございます。4 ページの第 4 項について飛ばしておりました。4 ページの同条第 4 項については、政令改正に合わせて規定の整備を行うものでございます。

飛ばしまして 6 ページになります。6 ページ、附則第 4 条第 1 項、納期限の延長に係る延滞金の特例についても租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備を行うものでございます。

7 ページ、附則第 17 条、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例については、法律改正に合わせて低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例を創設追加するものでございます。

8 ページ、附則第 17 条の 2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例については、附則第 17 条で課税の特例が創設追加されたことに伴い、規定の整備を行うものでございます。

9 ページから第 2 条による改正でございます。第 19 条、納期限後に納付し、または納入する税金または納入金に係る延滞金については、法律改正に合わせて項ずれに伴う規定の整備を行うものです。

10 ページ、第 20 条、年当たりの割合の基礎となる日数については、条例の項の削除により規定の整備を行うものです。

11 ページ、第 23 条、町民税の納税義務者等については、法律改正に合わせて規定の整備を行うものです。第 31 条、均等割の税率については、法律改正に合わせて法人税法において通算法人ごとに申告等を行うこととする、こちらを連結納税の廃止でございますけれども、ことに伴う規定の整備を行うものでございます。

14 ページ、第 48 条、法人の町民税の申告納付については、第 1 項から第 8 項まで法律改正に合わせて項ずれに伴い、規定の整備を行うものです。

17 ページ、同条第 9 項については、法律改正に合わせて通産法人について課税標準を法人税額とする、こちらが個別帰属法人税額の廃止でございますけれども、このことに伴う削除改正でございます。

18 ページ、同条同項、繰り上げ後の第 9 項から第 15 項については、法律改正に合わせて項ずれに伴い、規定の整備を行うものでございます。20 ページ、同条第 16 項については、項ずれに伴う規定の整備及び法人税において通算法人ごとに申告等を行うこととするに伴う規定の整備を行うものです。

21 ページ、第 50 条第 2 項から第 4 項については、法律改正に合わせて項ずれに伴い、規定の整備を行うとともに、第 3 項においては、法人税法において通算法人ごとに申告等を行うこととするに伴う規定の整備を行うものでございます。

23 ページ、第 52 条第 4 項から第 6 項、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金については、法人税において通算法人ごとに申告等を行うこととするに伴い、規定の削除を行うものでございます。

25 ページ、第 94 条、たばこ税の課税標準につきましては、第 1 条改正で先ほどご説明申しましたとおり、軽量な葉巻たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について、令和 2 年 10 月 1 日から最低税率を 2 段階で引き上げる見直しを行うものでございまして、第 1 条改正で令和 2 年 10 月 1 日施行分、第 2 条改正で令和 3 年 10 月 1 日施行分の改正を行うもので、この第 2 条改正により、軽量な葉巻たばこについて紙巻たばこと同等の税負担となるよう、最低税率が設定されるものでございます。

26 ページ、附則第 3 条の 2 第 2 項については、条例の項削除による規定の整備を行うものです。最後に、26 ページ、附則第 1 条で施行期日を令和 2 年 10 月 1 日とし、1 号から 3 号に掲げる規定についてはそれぞれ各号に定める日から施行することを定めたものでございます。さらに第 2 条で延滞金、第 3 条と第 4 条で町民税、第 5 条と第 6 条でたばこ税について今回改正した経過措置を定めたものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

日程第 8 「議案第 18 号」 令和 2 年度多良木町一般会計補正予算（第 4 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 8、議案第 18 号、令和 2 年度多良木町一般会計補正予算

(第4号)について説明を求めます。

仲川総務課長。

○総務課長(仲川広人君) 議案第18号についてご説明申し上げます。

令和2年度多良木町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,100万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億4,800万円とするものでございます。

地方債の補正を第2条で行っております。地方債の変更ということで、第2表の方でご説明申し上げます。

今回の主な補正につきましては、地方創生推進交付金の決定に伴います予算の組み替え、町道口の坪覚井線整備の用地買収、また、災害関連などでございます。

6ページをお願いいたします。第2表地方債の補正で変更でございます。起債の目的欄の2の過疎対策事業債に1,650万円を追加いたして4億8,050万円とするものでございます。7の災害復旧事業債につきましては170万円を追加いたしまして8,430万円とするものでございます。合計1,820万円を追加いたすものでございます。詳細は後ほどご説明申し上げます。

では9ページからの事項別明細書で主なものをご説明申し上げます。まず歳入でございますが、款の14、国庫支出金、項の2、国庫補助金、目の1、総務費国庫補助金、補正額が1,190万5,000円の減でございます。これは地方創生推進交付金で交付決定によるものでございまして、事業費3,619万1,000円の2分の1でございます。

次に目の3、衛生費国庫補助金392万4,000円を計上いたしております。これは説明欄にありますとおり、災害等廃棄物処理事業費補助金ということで、被災家屋の公費解体の補助で2分の1でございます。

款の15、県支出金、項の1、県負担金、目の1、民生費県負担金120万円を追加いたしております。節の7の災害救助費県負担金ということで、7月豪雨災害の球磨村避難者の方の入浴支援分になります。えびすの湯を利用された分に対する負担金ということになっております。

項の2、県補助金、目の4、農林水産業費県補助金ということで、各節に7月豪雨災害緊急支援の利子補給または保証料に対する県補助金を計上いたしております。それぞれ2分の1の補助ということになっております。節の3の林業費県補助金の中で説明欄の食べる竹・使う竹・魅せる竹生産支援事業補助金ということで75万1,000円を計上いたしております。これは事業費の2分の1でトンネル補助になるものでございます。

款の16、財産収入、項の2、財産売払収入、目の2、物品売払収入で40万円を計上いたしておりますが、これは節の1の物品売払収入で堆肥センターの不用備品、ホイローダーの売り払いでございます。

10ページをお願いいたします。款の17、寄附金、目の2、指定寄附金で6万9,000円計上いたしておりますが、これは黒肥地小学校関係事業に2万円、豪雨災害に対する寄附が5万円ということでございます。豪雨災害に対する5万円の方につきましては、球磨酪農とホワイト酪農が球磨郡町村会を通じて各町村に寄附をされたものでございます。

款の18、繰入金、項の2、特別会計繰入金、目の1、介護保険特別会計繰入金で641万3,000円を計上いたしております。これは令和元年度決算に伴います精算でございます。

款の19、繰越金で1,518万5,000円を計上いたしております。これは今回の補正の一般財源として計上いたしております。

款の20、諸収入、項の4、雑入、目も雑入でございますが、説明欄の2番目の多良木音楽祭事業交付金過年度分返納金から四つ下の多良木町観光協会過年度分返納金までにつきましては、令和元年度分の繰越金の返納でございます。

1 番下の 7 月豪雨災害見舞金で 395 万円を計上いたしております。これにつきましては、熊本県町村会から 20 万円、北海道南幌町から 200 万円、日本共産党中央委員会から 50 万円、熊本県市町村振興協会から 100 万円、湯前町区長会から 2 万円、金光教から 10 万円、熊本県町村会から 3 万円、南幌町議会議員会から 10 万円ということになっております。

次の 11 ページをお願いいたします。款の 21、町債で目の 5、土木債で 1,650 万円を追加いたしております。説明欄で道整備交付金事業ということで町道口の坪覚井線整備事業に充てるものでございます。これが過疎債になります。目の 9、災害復旧債に 170 万円を追加いたしております。公共施設災害復旧事業債で応急復旧事業に充てるものでございます。一般単独災害復旧事業債ということになっております。

12 ページをお願いいたします。歳出でございますが、歳出の複数カ所に人件費の補正を行っております。これは年度途中の職員の退職、それに伴います人事異動また会計年度任用職員の異動によるものでございますので、説明は割愛させていただきます。款の 2、総務費、項の 1、総務管理費、目の 5 の財産管理費ですが、節の 10 の需用費で 170 万円を修繕料として追加いたしております。これは 7 月豪雨によります里道の修繕でございます。

次の 13 ページをお願いいたします。目の 13、諸費、節の 18、負担金補助及び交付金の説明欄の補助金ですが、くま川鉄道経営安定化補助に 460 万 3,000 円を追加いたしております。これは令和元年度鉄道事業経常損失額になります。

目の 16、地方創生推進交付金事業費です。節の 12、委託料 20 万円を追加いたしておりますが、登記事務委託料ということで、これは法人設立に伴います経費でございます。節の 18、負担金補助及び交付金、説明欄の補助金で、米ブランド化普及事業補助に 169 万 2,000 円を追加いたしております。これは推進交付金の対象外として事業開始をするということで、事業主体は田んぼのチカラ研究会で、一般財源で措置をするものでございます。説明欄の交付金の多良木町しごと創生機構交付金で 4,862 万 2,000 円を減額いたしております。これは現在の機構への、今までの支払い済み額を除いた分を減額いたしております。その下の多良木町地方創生推進交付金で 3,919 万 1,000 円を追加いたしております。こちらは推進交付金の交付決定に伴いまして、新たに設立する財団へ交付をするものでございます。節の 23、投資及び出資金 300 万円を追加いたしております。法人設立出資金ということで、現在の機構を法人化させるために、町からの出資をするというものでございます。

ページが飛びまして 15 ページをお願いいたします。款の 3、民生費、項の 1、社会福祉費、目の 8、ふれあい交流センター管理費で 174 万 2,000 円を追加いたしております。節の 10 の需用費で説明欄に修繕料といたしておりますが、これは貯湯タンク、それからミストサウナ加熱ユニット、ボイラー、コンベアーなどの修繕料でございます。

次の 16 ページをお願いいたします。項の 3、災害救助費、目の 1、災害救助費で 785 万 1,000 円を追加いたしております。節の 14、工事請負費ということで、被災家屋等公費解体工事に 2 件分を計上いたしております。

款の 6、農林水産業費、項の 1、農業費、目の 2、農業総務費の節の 18、負担金補助及び交付金の説明欄の補助金でございますが、令和 2 年 7 月豪雨被害農業緊急支援資金利子補給費補助ということで次のページにつながりますが、次のページの説明欄では保証料補助ということになっております。これは県が 50 パーセント、町が 20%、金融機関が 30 パーセントで負担をするものでございます。2 件分を計上いたしております。

目の 10、農地費に 50 万円を追加いたしております。節の 12、委託料で説明欄の鮎之瀬地区促進計画・営農計画修正業務委託料ということで、県営土地改良事業として新規採択申請に伴うものでございます。項の 2、林業費、目の 1、林業総務費の節の 18、負担金補助及び交付金、説明欄の補助金でございますが、これは先ほど説明いたしました農業総務費と同様の補助内容になっております。

目の 2、林業振興費、節の 18、負担金補助及び交付金の説明欄の補助金ですが、次の 18 ページに説明を書いておりますが、食べる竹・使う竹・魅せる竹生産支援事業補助で 75 万 1,000 円ということで、歳入でも説明しましたが、トンネル補助でございます。竹産業の振興を図るために計画的な竹林整備に助成をするものでございます。

款の 8、土木費、項の 2、道路橋りょう費、目の 5、町道口の坪覚井線整備事業です。節の 16、公有財産購入費に 142 万 3,000 円町道用地買収費ということで、用地の測量結果によるものでございます。

節の 21、補償補填及び賠償金で 1,526 万 7,000 円移転補償ということで、建物の移転が 2 棟、工作物などの移転が 2 個ということになっております。

19 ページをお願いいたします。項の 4、住宅費、目の 1、住宅管理費に 12 万 2,000 円を追加いたしております。節の 21、補償補填及び賠償金ということで、説明欄の方の住宅敷金欠損補填金ということです。住宅敷金、これは歳計外の現金になりますが、これの不足額の補填ということでございます。款の 10、教育費、項の 4、社会教育費、目の 1、社会教育総務費で 37 万円を追加いたしております。

節の 18、負担金補助及び交付金で説明欄の補助金ということで、歴史文化遺産保存整備等補助ということで、熊野座、久米の熊野座神社の改修になります。7 月豪雨による土砂災害が発生をいたしておるところでございます。

次の 20 ページをお願いいたします。項の 5、保健体育費、目の 3、学校給食費、補正額が 123 万 8,000 円を追加いたしております。節の 10 の需要費で修繕料ということで、洗浄機のポンプ修理、または交換ということでございます。

款の 11、災害復旧費、項の 2、公共土木施設災害復旧費、目の 1、公共土木施設災害復旧費です。節の 10 の修繕料で 100 万円を追加いたしております。これは応急復旧の修繕料でございます。節の 12、委託料で 1,060 万円を追加いたしております。公共土木施設の災害復旧測量設計業務委託料ということで、これは令和元年度に発生しました町道荒水谷線の地滑り災害復旧に伴うものでございます。

次の 21 ページから給与費明細を付けておまして、22 ページが一般職の総括となっております。

その次の 23 ページをお願いいたします。アの会計年度任用職員以外の職員ということで、一般職員の職員数のところが、左側の区分欄の比較のところでは 2 名が減となっております。

次の 24 ページがイの会計年度任用職員ということで、同じ職員数のところの比較の欄でやはり 2 名が減となっております。この部分につきましては、2 名分を予算措置しておりましたが、年度途中の人事異動等により不用となったものでございます。

次の 25 ページをお願いいたします。2 の給料及び職員手当等の増減額の明細ということで、1 番右側の備考欄のところに昇格者が 2 名ということになっておりますが、これは退職に伴う昇格が 1 名、育児休業給からの復職時の昇格が 1 名でございます。下の退職者が 2 名となっておりますが、いずれも自己都合退職ということになっております。

次の 26 ページには、地方債の現在高に関する調書を付けております。以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） ここで暫時休憩といたします。

（午前 11 時 8 分休憩）

（午前 11 時 18 分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 9 「議案第 19 号」 令和 2 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 9、議案第 19 号、令和 2 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）について説明を求めます。

東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） それでは議案第 19 号を説明させていただきます。

令和 2 年度多良木町の国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正ということで第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 70 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12 億 8,603 万 9,000 円とするものでございます。

今回の補正につきましては、事務事業に係ます人件費の増加見込みが主な補正要因でございます。詳細につきましては事項別明細の方で説明させていただきます。

6 ページの方をお願いいたします。まず歳入でございます。款の 6、繰入金、項の 1、他会計繰入金、目の 1、一般会計繰入金ということで、補正額が 70 万 8,000 円でございます。説明で事務費繰入金ということで、これは繰り入れ対象となります分を今回の補正予算の財源として一般会計から繰り入れるものでございます。

次のページの 7 ページでございますが、歳出でございます。款の 1、総務費、項の 1、総務管理費、目の 1、一般管理費でございます。補正額が 76 万 5,000 円となっております。これは説明欄で超過勤務手当ということで、不足見込み額の増額をお願いするものでございます。主に国保税関係や特定検診関係の事務費でございます。

次に下の方でございますが、項の 2、徴税費、目の 1、賦課徴収費ということで補正額が 5 万 7,000 円の減額でございます。説明欄で手数料ということで、これにつきましては、税及び保険料等の口座振替手数料の支出科目を一本化するため、今回、国保税口座振替手数料を減額するものでございます。なお、一本化先は一般会計の会計管理費でございます。

あと 8 ページからが給与費明細となっております。どうぞよろしくをお願いいたします。

日程第 10 「議案第 20 号」 令和 2 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 10、議案第 20 号、令和 2 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について説明を求めます。

東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） それでは議案第 20 号を説明させていただきます。

令和 2 年度多良木町の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正ということで第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,965 万円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15 億 5,564 万 5,000 円とするものでございます。

今回の補正につきましては、令和元年度決算に伴います国、県、社会保険診療報酬支払基金及び一般会計への返還が主な補正要因ということでございます。詳細につきましては事項別明細の方で説明させていただきます。

5 ページの方をお願いいたします。まず歳入でございます。款の 7、繰入金、項の 1、一般会計繰入金、目の 2、その他一般会計繰入金ということで、補正額が 13 万 5,000 円でございます。区分で事務費繰入金ということで、今回は事務費の対象となります分を補正財源といたしまして、一般会計から繰り入れるものでございます。

次に款の 8、繰越金でございますが、補正額が 1,951 万 5,000 円でございます。これにつき

ましては、財源調整のため、繰越金を予算化するものでございます。ちなみに決算におきましての前年度からの繰越金が1億304万8,514円となりましたので、補正後の繰越金予算化可能額は8,353万2,000円となるものでございます。

次のページをお願いいたします。6ページでございます。歳出でございますが、款の1、総務費、項の1、総務管理費、目の1、一般管理費でございます。補正額が6万5,000円でございます。説明欄で超過勤務手当が6万1,000円、手数料が4,000円ということでございますが、いずれも不足見込み額の増額をお願いするものでございます。

続きまして下の欄でございますが、項の2、徴収費、目の1、賦課徴収費でございます。7万円の増額補正でございます。まず職員手当、超過勤務手当の7万6,000円でございますが、これにつきましても不足見込み額の増額をお願いするところでございます。

またその下の役務費6,000円の減額でございますが、これにつきましては国保と一緒にございますが、税及び保険料等の口座振替手数料の支出科目を一本化するため、今回、介護保険料口座振替手数料を減額するものでございます。一本化先は一般会計の管理費ということでございます。

続きまして款の5、諸支出金、項の1、償還金及び還付加算金、目の1、第1号被保険者保険料還付金でございますが、19万3,000円の増額補正でございます。これにつきましては過誤納還付金ということで、過年度分介護保険料の還付が見込まれることから、増額補正をお願いするものでございます。

続きまして目の2、償還金でございますが、1,290万9,000円の増額補正でございます。説明欄で国県補助金等返納金ということで、令和元年度分介護保険給付費負担金及び地域支援事業交付金の精算によりまして国県及び支払基金へ返還するものでございます。

続きまして、その下の項の2、繰出金、目の1、一般会計繰出金、補正額が641万3,000円でございます。これにつきましては、令和元年度分の一般会計繰入金の精算によりまして、一般会計へ返還するというふうなものでございます。

あと7ページからが給与費明細書を付けております。以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

日程第11 「議案第21号」 令和2年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第11、議案第21号、令和2年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明を求めます。

東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） それでは議案第21号について説明させていただきます。

令和2年度多良木町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正ということで第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,434万7,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、事務事業に係る人件費の増加見込みが主な補正要因ということでございます。詳細につきましては事項別明細の方で説明させていただきます。

5ページの方をお願いいたします。まず歳入でございます。款の3、繰入金、項の1、一般会計繰入金、目の1、事務費繰入金ということで、補正額が59万7,000円でございます。これにつきましては、繰り入れ対象となる分を今回の補正予算の財源といたしまして、一般会計から繰り入れるものでございます。

次に款の4、繰越金でございます。5万9,000円の増額補正でございます。これにつきましては、財源調整のため繰越金を予算化するものでございます。ちなみに、決算におきましての前年度からの繰越金が6万488円となりましたので、今回全額を予算化しておりますところでございます。

次の6ページの方をお願いいたします。歳出でございます。まず款の1、総務費、項の1、総務管理費、目の1、一般管理費ということで、補正額が67万8,000円でございます。まず職員手当等分でございますが、超過勤務手当で50万6,000円の増額補正でございます。これにつきましては、不足見込み額の増額をお願いするものでございます。主に内容といたしましては、高齢者健診に係る分、また一般事務費に係る超過勤務手当ということでございます。

次にすぐ下の委託料17万2,000円でございますが、後期高齢者医療システム改修委託料ということで、制度改正に伴いまして電算システムを改修するものでございます。

次に項の2の徴収費でございます。目の1、徴収費ということで補正額が2万2,000円の減額でございます。これにつきましては手数料ということで、これにつきましても税及び保険料等の口座振替手数料の支出科目を一本化するものでございます。このため、今回、後期高齢者保険口座振替手数料を減額するものでございます。一本化先は同じく一般会計の管理費ということでございます。

あと7ページからが給与費明細書を添付しております。以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第12 「議案第22号」 令和元年度多良木町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第12、議案第22号、令和元年度多良木町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について説明を求めます。

久保環境整備課長。

○環境整備課長（久保日出信君） 議案第22号についてご説明申し上げます。

令和元年度多良木町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について。

1、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和元年度多良木町上水道事業会計未処分利益剰余金1,149万852円を全額減債積立金に積み立てるものとするものでございます。

2、法第30条第4項の規定により、令和元年度多良木町上水道事業会計決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

それでは令和元年度の決算書についてご説明を申し上げます。決算書の方をお開きいただきたいと思っております。

では決算書の1ページをお開きください。令和元年度の多良木町上水道事業会計の決算報告書でございます。(1)番、収益的収入及び支出につきまして、収入の決算額が合計で1億7,824万7,095円でございます。前年度の比較で0.5%の減少となっているところでございます。支出の方でございますけれども、決算額合計で1億5,967万1,176円でございます。前年度と比較しまして1.0%の増加となっております。

次に(2)番の資本的収入及び支出でございます。予算の執行状況から見ますと、収入では決算は合計の21万8,700円でございます。これは消火栓設置工事等の負担金等となっているところでございます。支出でございますけれども、決算額が合計の1億2,344万1,478円でございます。その内、建設改良費が7,859万7,135円ございまして、あと企業債の償還といたしまして4,484万4,343円となっているところでございます。

なお資本的収入が資本的支出額に不足する額1億2,322万2,778円につきましては、過年度分の損益勘定留保資金6,151万4,453円と当年度分の損益勘定留保資金6,170万8,325円で補

填をしているところでございます。

次に 3 ページをお開きください。損益計算書でございます。営業収益から営業費用を差し引きました営業利益につきましては、中ほどでございますけれども、441 万 1,329 円を確保しております。また、営業外収益と営業外費用の合計をいたしました経常利益でございますけれども、こちらが1,149 万 852 円を確保しております、これが当年度分の純利益となっているところでございます。

次に 4 ページでございます。剰余金計算書についてご説明申し上げます。前年度の利益剰余金 1,756 万 6,997 円を減債積立金として積み立てしておりますので、現在の減債積立金の残額につきましては1 億 7,045 万 1,803 円となっております。これに当年度の未処分利益剰余金を加えますと、減債積立金の残額といたしましては、表の 1 番下でございますけれども、1 億 8,194 万 2,655 円となるものでございます。

次に 5 ページをお開きください。貸借対照表についてご説明申し上げます。まず 5 ページの資産の部でございますけれども、固定資産と流動資産の合計でございますが、表の 1 番下です。16 億 1,095 万 5,534 円でございます、前年度比から 5.2%の減少となっております。また次の 6 ページの上段の負債の部でございますが、繰延収益を加えました負債合計が 6 億 3,652 万 3,323 円でございます、前年比で 11.3%の減少となっているところでございます。またその下の資本の部についてですけれども、当年度の未処分利益剰余金を計上いたす関係で資本合計が 9 億 7,443 万 2,211 円となりまして前年比で 1.2%の増加となっております。

なおこの左のページの資産のうちの財源比率といたしまして資本が占める割合につきましては、60.5%となりますので、前年比較しまして 3.2%の増加となっているところでございます。

次に 7 ページをお開きいただきたいと思っております。キャッシュフロー計算書についてご説明申し上げます。業務活動関係また投資活動、財務活動におきますキャッシュフローでございますけれども、表の下から 3 番目でございます資金の増加額ということで、5,625 万 141 円の減少となっております。これは投資活動でございますけれども、工事等によります有形固定資産の取得の支出によりまして増加をしたところでございまして、表の再下段でございますけれども、資金の期末残高につきましては、2 億 2,657 万 1,912 円となっているところでございます。

次に同じページの 6 です。令和元年度の多良木町水道事業会計剰余金の処分計算書でございます。議案の第 1 項でもご提案をいたしております未処分利益剰余金 1,149 万 850 円につきましては、今後の経営安定化を図り、将来の企業債償還の資金とするため、全額、減債積立金に積み立てたいというふうに考えております。

次に飛びまして 10 ページをお開きいただきたいと思っております。8 の工事費です。(1) 番の建設工事でございますけれども、昨年度は老朽管の更新によります布設替工事につきましては大久保地区、下新地・牛島地区等の 5 箇所につきましては、また電気計装改修工事につきましては大久保地区の加圧所の改修工事を行っております、設備の充実を図ったところでございます。また(2) 番の修繕工事につきましては漏水等の修繕業務といたしまして、年度を通しまして 71 件の修繕工事を実施しております、金額につきましては1,074 万 5245 円となっているところでございます。

続きまして次のページの 11 ページをお開きください。業務についてでございます。(1) 番の業務量でございますけれども、令和元年度末の給水戸数につきましては、前年度より 10 戸の減少ということで3,568 戸、給水人口につきましては 177 人の減ということで8,894 人でございます。計画給水人口から見ました普及率につきましては 85.0%となっているところでございます。また中段の年間の配水量でございますけれども、90 万 5,274 立方メートルで、前年度より 774 立方の減少となっております。また年間の給水量につきましては、81 万 7,724 立方メートルで、前年度より 1 万 1,440 立方メートルの減となっております。この有収水量率に

つきましては表の 1 番下ですけれども、90.3%を確保しているところでございます。この年間配水量及び給水量の減少につきましては、給水人口の減少による水需要の減少または節水意識の高まり等によるものが原因があると考えておまして、また漏水対策等の効果もあるものと考えております。

なお下の表でございますけれども、1 立方当たりの給水単価につきましては 181 円 4 銭でございます。給水原価が 169 円 17 銭でございますので、供給単価の方が 11 円 87 銭上回っている状況でございます。

続きまして次のページの 13 ページをお開きいただきたいと思っております。10 の会計でございます。(1) 番の企業債でございますけれども、企業債につきましては、令和元年度におきましても建設改良事業に伴います借入は行っておりませんので、償還額といたしまして 4,484 万 4,343 円を償還しておまして、現在の起債の残額につきましては 2 億 7,815 万 1,071 円となりまして、着実に減少をしているところでございます。(2) 番の事業収入状況でございますけれども、給水収益の収納率につきましては、97.2%となっております前年比と比べますと、わずかですけれども 0.4%の増加ということで収入率は上がっているところでございます。

以上、上水道事業の決算について説明を終了したいと思います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（高橋裕子さん） 次は一般会計の決算になっておりますけれども、切りがいいところで昼食のため暫時休憩にしたいと思います。

午後は一時より会議を開きます。

(午前 11 時 44 分休憩)

(午後 1 時 00 分開議)

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 13 「議案第 23 号」 令和元年度多良木町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 13、議案第 23 号、令和元年度多良木町一般会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） 議案第 23 号、令和元年度多良木町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度多良木町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

決算書の 7 ページをお願いしたいと思います。まず歳入の 1 番下の合計でございますが、上の欄のところで調定額 B というふうにあります。歳入予算に対する調定額ということで、下の合計欄で 72 億 4,666 万 4,494 円でございます。右側の 8 ページの収入済額 C の欄ですが、1 番下の合計で 71 億 7,895 万 5,257 円となっております。その横の不納欠損額 D の欄が 34 万 6,398 円でございます。その横の収入未済額といたしまして 6,736 万 2,839 円ということになっております。

続きまして 13 ページ、14 ページをお願いしたいと思います。歳出になります。上の方の欄で支出済額 B というふうにあります。歳出予算に対する支出済み額ということで、下の合計のところで 68 億 701 万 9,100 円となっております。右側の 14 ページの欄で翌年度繰越額 C の欄ですが、合計で 2 億 9,339 万 3,000 円となっております。その横の不用額でございますが、1 億 1,269 万 5,900 円が不用額ということになっております。

続きまして大きく飛びますが、263 ページをお願いしたいと思います。一般会計の 1 番最後のところになります。実質収支に関する調書ということです。区分の欄の先ほど歳入合計、

歳出合計は申し上げましたので、3番の歳入歳出差引額というところで3億7,193万6,000円が歳入歳出の差引額ということになっております。4番で翌年度へ繰越すべき財源ということで、(1)番の継続費通次繰越額が830万円、(2)番の繰越明許費繰越額が3,440万3,000円、合計の4,270万3,000円が翌年度へ繰越すべき財源でございます。3番の歳入歳出差引額から先ほどの翌年度へ繰越すべき財源を差し引きまして、5番の実質収支額が3億2,923万3,000円の黒字になっているということになっております。

一般会計につきましては、分野も大変こう広範にわたっておりまして、ページ数も多い状況ですので、別冊で決算書資料というものをA4の横版で添付させていただいております。財政分析等令和元年度一般会計という資料でございますので、そちらの方をお出し願えればと思います。一般会計につきましては、こちらの決算書資料の方で全般的なことを説明をさせていただきたいと思っております。

まずこの資料につきましては、地方財政状況調査という調査の要領で作成をさせていただいております。この調査につきましては、全国的に統一した視点で財政分析を行いまして、各自治体間の財政状況を比較できるような調査となっております。そのためにこの調査によりまして金額をですね、科目の移動などをしておりますので、決算書のそれぞれの款の金額と相違がある場所がありますけど、その点をご容赦をいただきたいというふうに思います。

まず開いて1ページをお願いしたいと思います。歳入歳出決算額の推移ということで、3年度分を記載しておりまして、1番右側が令和元年度ということになっております。まず款の1の町税でございますが、決算額が8億517万8,000円でございます。前年度と比較しました伸び率は1.7%の伸びということで、町民税が640万ほどの伸び、個人町民税ですね、ただ法人町民税の方は460万ほど減っております。固定資産税につきましては700万ほど伸びているということでございます。あと、たばこ税の方も340万ほど伸びているということになっております。

款の2の地方譲与税ですが、8,068万1,000円でございます。伸び率は18.2%ということで、地方揮発油税につきましては230万ほどの減になっておりますが、自動車重量税が160万ほどの増、森林環境税が1,300万元年度から増えているということになっております。

ちょっと飛びまして6番の地方消費税交付金でございますが、決算額が1億7,144万8,000円となっております。伸び率は6.8%の減ということになっております。一般分それから社会保障財源化分についても減となっているところでございます。

次に9の地方交付税ですが、決算額が29億677万6,000円となっております。伸び率は0.2%の減ということになっております。普通交付税につきましては1,400万増えておりますが、特別交付税が2,100万減っているという状況でございました。

次に11の分担金及び負担金ですが、決算額が7,288万円で伸び率は2.3%の減ということです。多良木第二事業分は2,000万ほど伸びておりますが、保育料負担金が1,200万円ほど減っているということになっております。

12の使用料及び手数料ですが、決算額が1億1,304万9,000円でございます。伸び率は2.5%の伸びということです。ふれあい交流センターの方が400万ほど増えております。あとブルートレインについては150万ほど減っているという状況でございます。

13の国庫支出金ですが、決算額が8億4,685万5,000円、伸び率は32.4%の伸びとなっております。これはプレミアム付商品券が700万ほどの伸び、それから教育・保育給付交付金が3,800万ほどの伸び、社会資本整備総合交付金が3,800万ほどの伸び、ただ地方創生推進交付金は1,000万ほど減っているという状況でございます。

14の県支出金ですが、決算額が7億7,387万2,000円で2.8%の減と、伸び率は減ということになっております。強い農業づくり事業分が5,800万ほど減、あと保育給付費は1,400万ほど増えているという状況でございます。

15 の財産収入ですが、決算額が 8,526 万 4,000 円です。伸び率は 19.2%ということで、立木売払が 750 万ほどの増、それと株式会社人吉球磨林業機械センターの株券売払が 670 万円ほど増えているという状況でございます。

16 の寄附金ですが、決算額が 3,222 万 5,000 円で伸び率は 6.8%でございます。ふるさと納税が 290 万ほど伸びております。

17 の繰入金ですが、1,572 万 5,000 円で伸び率は 97.4 の減ということになっております。これは前年度に減債基金の取り崩しを多額に行っておりましたが、その分が 5 億 8,000 万ほど減っております。それから介護保険の特別会計からの繰入金が 400 万円ほど減っているということになっております。

18 の繰越金ですが、決算額は 4 億 57 万 9,000 円で 7.2%の減ということです。これは純繰越金が 7,000 万ほど減っております。

19 の諸収入ですが、1 億 2,384 万 8,000 円で伸び率は 108.3%となっております。これは森林研究整備機構造林受託事業の方が 2,100 万ほど増えております。それからプレミアム付商品券が 1,300 万円増、CO₂削減ポテンシャル診断推進事業が 300 万増えているという状況でございます。

20 の町債につきましては、7 億 2,595 万 3,000 円で 67.7%の伸びということで、緊急防災減災事業債の方が 2 億 7,280 万円増、過疎債が 4,390 万円の増ということになっております。

次の 2 ページをお願いしたいと思います。2 の歳出決算額の推移で、(1) で予算款別ということです。款の 1 の議会費ですが、決算額が 7,857 万 2,000 円で伸び率は 0.6%の減ということです。普通旅費の中で陳情随分分、あと費用弁償でも陳情分の方は増えておりますが、印刷製本費が 32 万 7,000 円の減ということになっております。

2 の総務費ですが、決算額が 9 億 5,231 万 4,000 円で 12.1%の増になっております。地方創生関係事業については 1,800 万ほど減っておりますが、地籍調査が 300 万ほどの増、それから選挙費が前年度は選挙がありませんでしたが、四つの選挙があっております。県議、町議、県知事、参議院があっておりますので、その分が 2,100 万ほど増えております。それから元年度には公共施設の基金の方への積み立てが 7,000 万ほどありましたので、その分の方が増えているという状況でございます。

3 の民生費です。決算額は 21 億 1,495 万円で伸び率は 0.0 ということで、ほぼ同額であったということになっております。中身につきましては、教育・保育給付費については 2,000 万ほど増えておりますが、ふれあい交流センターの分が 1,500 万ほど減っております。そういった要因で前年度とほぼ変わらなかったということでございます。

4 の衛生費ですが、決算額は 5 億 9,077 万 2,000 円で伸び率は 0.5%でございます。行政組合の負担金が 440 万ほど増、公立多良木病院の負担金は 240 万ほど減、浄化槽設置事業の分が 240 万ほど増、また健康づくり推進事業は 230 万ほどの減ということで、この伸び率ということになっております。

6 の農林水産業費ですが、決算額が 6 億 5,548 万 9,000 円で伸び率は 6.7%の減ということになっております。生産技術高度化施設整備補助が 5,800 万ほど減、あと熊本地土地利用型の分が 1,500 万ほどの減、多目的研修センターの防水等改修事業を行いましたので、その分は 1,300 万ほど増えているという状況でございます。

7 の商工費ですが、決算額が 1 億 827 万 5,000 円で伸び率は 14.4%の増ということになっております。中小企業振興補助が 1,300 万ほど増えておまして、また観光拠点施設整備が 800 万ほど増えております。また歴史回廊たらぎ交流促進事業も 900 万ほど増えているということになっております。

8 の土木費ですが、決算額が 6 億 5,011 万 3,000 円です。伸び率は 13.6%ということで、社会資本交付金事業の方が 5,800 万ほどの増、口の坪覚井線事業が 4,600 万ほどの増、住宅建設

事業も 4,400 万ほどの増ということになっております。

消防費、9 の消防費ですが、決算額が 4 億 9,599 万 4,000 円でございます。伸び率は 84.6% ということで、これは防災行政無線のデジタル化事業の分で増えているということになっております。

10 の教育費ですが、決算額が 4 億 4,712 万 5,000 円、伸び率が 3.5% ということで、電子黒板の導入事業が 360 万ほどの増、ただ前年度に中学校の改築事業が 780 万ありましたので、その分は減っているということです。あと弓道場改修、それから町民体育館改修で 1,300 万ほど増えているということでございます。

11 の災害復旧費です。決算額は 1 億 4,690 万で伸び率は 81.0% でございます。林業用災害復旧、それから道路災害復旧の方で増ということになっております。

12 の公債費ですが、決算額は 5 億 6,651 万 5,000 円でございます。伸び率は 45.6% の減ということで、前年度に繰上償還を 4 億ほど行っておりますので、その分で伸び率としては減っているということでございます。

次の 3 ページをお願いいたします。(2) で節別合計ということで、歳出の各科目の各節ごとに合計を行っております。ほぼ先ほど増減の歳出の増減の理由は申し上げましたが、今度は各節ごとにだいたい増減額が大きいものについてご説明を申し上げたいと思います。

まず節の 3 の職員手当等で細節の超過勤務手当ですが、対前年の増減額は 1,172 万 8,000 円増えております。これは先ほども申しましたが、選挙が前年度はなくて、令和元年度は四つの選挙があったために増えているものでございます。その下の細節の退職手当ですが、前年度と比較しまして 1,168 万 1,000 円減っております。これは定年退職者の減ということでございます。

次に節の 8 の報償費ですが、前年度と比較しまして 1,263 万 3,000 円減っております。これはふるさと納税で 600 万円ほどの減、出産祝金で 120 万ほどの減、放課後子ども教室で 130 万円ほどの減、健康応援隊事業が 64 万ほどの減ということになっております。

次に節の 11 の需用費の中の細節の修繕料ですが、前年度と比較して 1,266 万 7,000 円減っております。これにつきましては、えびすの湯の修繕料が 1,160 万ほど減、ただ、小中学校の修繕は 630 万ほど増えております。あと応急復旧費の方の修繕料が 900 万ほど減っているということになっております。

次に節の 13 の委託料でございますが、前年度と比較しまして 6,922 万円増えております。これは地籍調査が 1,680 万円ほど増、アスベスト含有調査が 550 万ほど増、歴史回廊たらぎ事業の分が 400 万ほど増、また口の坪覚井線の業務委託が 3,800 万ほど増ということになっております。

それから節の 15 の工事請負費ですが、前年度と比較しまして 3 億 9,073 万 9,000 円増えておりますが、1 番大きいものはデジタル防災行政無線のデジタル化の事業が 2 億 4,200 万ほど、あと口の坪団地の事業が 4,100 万ほど、また研修センター防水改修事業が 1,200 万、社会資本総合交付金事業の方が 5,800 万ほど増えております。

節の 19 の負担金補助及び交付金の中で細節の負担金ですが、前年度と比較しまして 2,785 万 8,000 円増えております。これは多良木第二事業の分が 800 万ほど、ただ、上球磨消防組合負担金は 2,100 万ほど減っております。あとは教育・保育給付費が 2,000 万ほど増、また行政組合への負担金も 560 万ほど増えているという状況でございます。その下の細節の補助金ですが、これは前年度と比較しまして 9,418 万 7,000 円減っております。生産技術高度化事業の補助金が 5,800 万ほど減、くまもと土地利用型事業の補助金が 1,500 万ほど減、あとだいたいそういうのが主な要因ということになっております。

次に節の 20 の扶助費ですが、前年度と比較しまして 1,600 万増えております。障害者通所支援事業が 380 万ほど増、介護訓練等給付費が 980 万ほど増、また高校通学の助成の方が 360

万ほど増ということになっております。

節の23の償還金利子及び割引料ですが、前年度と比較しまして4億8,252万6,000円減ということになっております。これはもう、その前の年度に繰上償還を行っておりますので、それと比較して減っているということでございます。

節の25の積立金ですが、7,610万5,000円ほど増えております。これは主に公共施設整備の基金の方に7,000万積み立てております。またそれからふるさと納税の方で基金に290万ほど、また森林環境税の基金の方に470万積み立てておりますので、その分で増えているという状況でございます。

それから節の28の繰出金ですが、前年度と比較しまして1,005万7,000円減っております。これはそれぞれの特別会計の繰出金の方が減ったということでございます。

次の4ページをお願いしたいと思います。ここからは3で普通会計決算統計による財政分析資料ということで付けておりますが、決算統計、地方財政状況調査になりますが、それらで用います主な財政指標と財政用語の解説としての参考資料として付けておりますので、詳しい中身については後ほどご覧になっていただければと思いますが、まず(1)番の標準財政規模で39億29万円となっております。下の表の5ヶ年間の推移の表で見ますと、前年度と比較しまして0.2%の減ということになっております。(2)番の財政力指数ですが、0.24でございます。前年度と比較しますと4.3%の増ということになっております。(3)の実質収支比率ですが、8.4%ということです。前年度と比較しまして1.2%の増ということになっております。

それから次の5ページをお願いいたします。(4)番の経常収支比率ですが、88.3%でございます。前年度につきましては93.3%と非常に高い割合でございましたが、前年度は地方債の繰上償還がありましたので増えておりました。今年度につきましては伸び率が5.4%減になって、ほぼその前の前の年度ぐらいの標準に戻ってきたということになっております。

6ページをお願いいたします。(5)番の実質公債費比率は8.6%でございます。これは1番最初の本日の報告の中にもありましたように、での報告の数値と同じでございます。前年度と比較しますと5.5%の減ということで、地方債の元利償還金が減ったということでこの数値になっております。

7ページをお願いいたします。(6)番で収入の状況ということで、1ページの歳入のところの表と重複をしておりますが、これは5年間分を掲載いたしております。また、下の方に町税の内訳を掲載しておりますので、後ほど参考にいただければと思います。

8ページをお願いいたします。(7)性質別経費の状況ということで、先ほど歳出の節ごとの区分の集計をしておりましたが、それを性質別に集計し直して掲載をいたしております。左側の区分のところで、まず義務的経費ということで、人件費、扶助費、公債費がこれに含まれるものでございます。令和元年度の決算額は27億6,201万2,000円ということで、全体の決算額の40.6%を占めております。中でも扶助費が18%というふうに構成をしているところでございます。伸び率といたしましては13.8%の減ということになっております。これは先ほども申しましたが、公債費が減っておりますので、その分が影響して減ということになっております。

次に区分のところの投資的経費でございますが、ここは普通建設事業費と災害復旧事業費が含まれるものでございます。決算額は11億165万1,000円で全体としての構成比は16.2%でございます。伸び率につきましては64.6%の伸びということでございまして、普通建設事業費の方が全体の14%を占めているということになっております。

次に区分のその他の経費ということで、物件費、維持補修費、補助費等、積立金、投資、出資、貸付金、繰出金というものが含まれるものでございます。決算額は29億4,335万6,000円でございます、全体の構成比は43.2%となっております。伸び率につきましては0.2%

の減ということで、1番多く占めますのが補助費等ということで、補助金とか負担金とか、そういったものが含まれるものでございまして、全体の16%を占めているということでございます。また1番下の繰出金が主にもう他会計への繰出金になっておりますが、こちらについても全体の11%を占めているということになっております。

9ページをお願いいたします。(8)の地方債現在高の状況ということで、こちら区分の方が、地方債の種類ごとに区分をいたしております。この区分の一つ飛んだ右側の方が令和元年度の発行額ということで、1番下の合計で7億2,595万3,000円を地方債の発行をしているということでございます。その右の方が令和元年度の元金、利子、合計ということで償還額になっております。償還額計の欄で5億6,651万5,000円を償還しているということでございます。また右の方に差引現在高がありまして、1番下の合計で54億3,836万5,000円が元年度決算としての地方債の残高ということになっております。

10ページをお願いいたします。9の地方債借入先別及び利率別現在高の状況ということで、左側が今度は先ほどの地方債を借入先別に区分して集計をいたしております。右側の方が利率別ということで、平成30年度に繰上償還を行っておりますが、それは繰り上げ可能なもの、主に政府資金などの公的資金以外のものを繰上償還いたしておりますので、左側の借入先のところで5番のゆうちょ銀行から下の方については、現在借入残高はないという状況でございます。

次に11ページにつきましては、一応参考といたしまして特別会計における地方債現在高の状況ということで、下水道事業の分を借入先別に参考といたしまして付けておりますので、後ほどご覧いただければと思います。一応、令和元年度の一般会計の決算の全般的な内容につきましては以上でございますが、決算書の内容等につきましては、各常任委員会または担当課などにご確認をいただきたいというふうに思います。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

日程第14 「議案第24号」 令和元年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第14、議案第24号、令和元年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） それでは議案第24号、令和元年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

決算の説明につきましては、決算書の方、こちらの厚いやつですね、でご説明いたしますのでよろしくをお願いいたします。国保特会の事業勘定につきましては、ページの264ページからが決算書となっております。

ということで、ではまず歳入の方でございますが、267ページの方をお願いいたします。267でございます。このページの収入済額C欄、歳入合計でございますが、令和元年度におきましては15億85万2,854円を収入いたしております。これは平成30年度と比較いたしまして6,994万9,216円の増加となっております。主な増加要因といたしましては、県支出金のうち、県補助金が増えたことでございます。

次に歳出でございますが、ページの方が270ページの方をお願いいたします。上の方の欄で支出済額B欄のところの1番下が歳出合計になっております。14億744万7,519円を支出しております。これは前年度と比較いたしまして1億5,451万9,019円の増加ということで、

主な要因といたしましては、基金積立金及び諸支出金のうち、繰出金が増えたためでございます。

次に271ページの中ほどの歳入歳出差引残額ということで9,340万5,335円となっておりますが、この額は前年度よりも8,456万9,803円減っておるところでございます。次のページからが事項別明細ということになっておりますので、主なところをご説明させていただきます。272ページからになります。

このページからになりますが、その前にまず国保全体の状況といたしまして、令和元年度年間平均の国保加入者の状況でございますが、年間平均世帯数が1,541世帯でございました。これは前年度と比較いたしまして64世帯の減。それから年間平均被保険者数の方でございますが、それが2,620人で、前年度と比較いたしまして126名の減ということでございました。ということで国保の世帯数及び被保険者数は毎年減っている状況にあるということでございます。

それでは、歳入の方でございますが、まず款の1の国民健康保険税ということで右側のページで歳入済額のところでございますが、2億6,119万1,309円を収入いたしております。収納率におきましては、一般と退職合わせた現年度分で95.14%でございまして、前年度と比較いたしまして0.18ポイントの増加でございます。同じく一般と退職を合わせました過年度分で収納率が15.84%でございまして、前年度比の1.06ポイントの減少というふうなことでございます。また、その収入済額の右側の方に不納欠損額ということで滞納繰越分保険税33万4,853円を計上いたしておりますが、その根拠といたしましては、地方税法第15条の7による不納欠損処分というふうなことでございます。この内訳でございますが、処分する財産がない方が1名、生活困窮者が5名ということで6名分の不納欠損ということになっております。

次に274ページの方をお願いいたします。1枚めくっていただきまして、款の4の県支出金でございます。右側のページの収入済額で9億6,103万1,089円を収入いたしております。これは前年度と比較いたしますと、8,330万円ほど増えておるところでございます。この主な要因といたしましては、節の1の普通交付金、これは医療費の支払いに充てるものでございますが、約2,560万円の増、また節の2の特別交付金の備考欄で特別調整交付金分が4,380万円ほど増えておるというふうなことでございます。この内容につきましては、公立多良木病院におかれまして、医療システムの更新等が行われたその費用のために補助金がまいっておるというふうなことでございます。

次に276ページの方をお願いいたします。款の6の繰入金でございます。右側のページの収入済額で9,312万2,995円を収入いたしております。前年度と比較いたしますと、185万円ほど減っております。節の区分でそれぞれ区分をいたしておりますが、まず節の1の保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）でございますが、これにつきましては、保険税の軽減を行ったことにより、その補填のための繰入でございます。この財源といたしましては、県費が4分の3でございます。またその下の節の2の保険基盤安定繰入金（保険者支援分）でございますが、こちらにつきましては低所得者数に応じまして、保険税の一定割合を補填するというところで、その繰入でございます。この財源といたしましては国が2分の1、県が4分の1を見るということでございます。

またその下の節の3の職員給与費等繰入金は、事務費に関する繰入金でございます。またその下の節の4の出産育児一時金等繰入金でございますが、こちらにつきましては、出産一時金の3分の2を繰り入れるものでございます。

またその下の節の5の財政安定化支援事業繰入金でございますが、こちらにつきましては、一般会計の普通交付税3ページ、基準財政需要額に算入されるものでございまして、総務省から示された試算に基づきまして繰入を行っておるところでございます。

次にその下の次の節 6 のその他一般会計繰入金でございますが、こちらにつきましては、本町で子ども医療費の助成事業を一般会計の方で行っておりますが、この現物給付に係る部分につきましては、国庫支出金の歳出算定におきまして、基準額が減額になることから、その部分を一般会計で財政措置をしていただいておりますというふうなことで繰入を行っております。

次に 278 ページの方をお願いいたします。款の 7 の繰越金でございます。右側のページの収入済額で 1 億 7,797 万 5,138 円でございます。前年度と比較いたしますと 660 万円ほど減少しておりますのでございます。収入の主なところは以上でございます。

続きまして、少し飛ばしまして 282 ページ、282 でございます。の方をお願いいたします。歳出でございます。まず 282 ページから 285 ページにかけての総務費関係でございますが、こちらにつきましては、ほぼ前年並みということでございます。

次に 284 ページの下の方をお願いいたします。款の 2 の保険給付費でございます。これは医療費等に係る国保の給付分でございます。右側のページの支出済額で 8 億 9,082 万 9,516 円を支出いたしております。前年度と比較いたしますと 3,340 万円ほど増えておるところでございます。また令和元年度の 1 人当たり保険給付費といたしましては、計算いたしますと約 34 万円ということになるところでございます。状況といたしまして、近年、被保険者数が年々減少の傾向の中、保険給付費総額は増加をいたしております。今後は慎重な国保運営が必要ではないかと考えておるところでございます。

次に飛ばしまして、288 ページの方をお願いいたします。款の 3 の国民健康保険事業費納付金でございます。これは医療費等の支払いの財源として算定された分を県へ納付するというところでございます。その内訳といたしまして、款の 1 の医療給付費分と款の 2 の後期高齢者支援分と款の 3 の介護納付金とがございまして、この財源といたしましては、徴収いたしました保険税及び保険基盤安定繰入金等とございまして、数字的には右側のページの支出済額で合計で 3 億 3,351 万 9,792 円を県の方へ納付しておるというふうなことでございます。

次にまた飛ばしまして、292 ページの方をお願いいたします。款の 6 の保健事業費でございます。下の方で、項の 2 の特定健診事業費でございます。右側のページの支出済額で 2,428 万 7,682 円を支出いたしております。主な支出といたしましては、次の 295 ページの中ほどになるところでございますが、295 ページの中程でございます。節の区分で節の 13、委託料、備考欄の特定検診委託料ということで 762 万 297 円やこの 3 段下の総合検診（人間ドック）委託料 899 万 8,367 円などを支出しておるところでございます。この結果、令和元年度におきましては、国保の特定健診の受診率でございますが、速報値の段階で 60.1%というふうな数字が上がっております。

次にすぐ下の款の 7 の基金積立金でございます。右側のページの支出済額で 1 億 1 万 7,022 円を積み立てております。この積立を行った結果の基金積立の現在高でございますが、1 億 7,522 万 4,000 円というふうなことでございます。

次にページをめくっていただきまして 296 ページの方をお願いいたします。この 296 の 1 番下でございますが、款では 8 の諸支出金となりますが、項の 2 の繰出金、目の 1 の直営診療施設勘定繰出金でございますが、右側のページの支出済額で 4,783 万 3,000 円を支出いたしております。これは先ほど歳入でもございましたが、受け入れた特別調整交付金 5,417 万 6,000 円のうち、公立多良木病院が行った施設整備等分といたしまして 4,783 万 3,000 円を公立病院の方へ繰出金として支出を行ったものでございます。この施設整備等の主なものといたしましては、経営合理化のための医療システムの更新分ということで、電算関係でございますが、この更新が 4,000 万円ということでございます。歳出の説明は以上でございます。

最後に 298 ページの方をお願いいたします。298 でございます。実質収支に関する調書でございます。この表の中で 5 番の実質収支の額でございますが、9,340 万 5,000 円と

なっております。これが令和 2 年度への繰越金ということになります。以上で国保特会の説明を終わらせていただきます。

日程第 15 「議案第 25 号」 令和元年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 15、議案第 25 号、令和元年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） それでは議案第 25 号、令和元年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

決算の説明につきましては、決算書の方でご説明いたします。国保特会の直診勘定につきましては、ページの 385 ページからが決算書となっております。

まず歳入の方でございますが、386 ページの方をお願いいたします。このページの収入済額 C 欄の 1 番下の歳入合計でございます。1,036 万 1,000 円を収入いたしております。前年度と比較いたしますと 258 万 858 円減少いたしております。減少要因といたしましては、平成 30 年度に実施いたしました槻木診療所改修事業が終了したということで、このことに伴いまして、一般会計繰入金が減ったということでございます。

次に 387 ページの方をお願いいたします。歳出の支出済額 B 欄の 1 番下の歳出合計でございます。1,036 万 800 円を支出いたしております。前年度と比較いたしますと 258 万 1,058 円減少しております。減少要因も歳入と同じく、槻木診療所の事業終了でございます。次に右側のページの中ほどの歳入歳出差引残額ということでございますが、200 円というふうなこととなっております。

次の 389 ページからが事項別明細書となっておりますので、主な部分についてご説明申し上げます。まずこの会計の事業中心部分でございます診療業務等におきましては、公立多良木病院企業団に委託をいたしております。その運営に係る一部補助といたしまして、県から運営補助がございます。また補助残につきましては、町の一般会計から繰入を行うということにいたしておるところでございます。

それではまず歳入の方でございます。まず款の 1 の県支出金、項の 1 の県補助金、目の 1 のへき地診療所運営費県補助金ということで、右側のページの収入済額で 256 万 8,000 円を収入いたしております。前年度と比較いたしますと 55 万円減少しておるところでございます。この補助金につきましては、補助基準額の方から診療収入を引いた残りの 3 分の 2 が交付されることとなっております。

次に款の 2 の繰入金、目の 1 の一般会計繰入金でございますが、右側のページの収入済額が 779 万 3,000 円というふうなことでございます。前年度と比較いたしますと 129 万円ほど減少しております。歳入は以上でございます。

次に 391 ページの方をお願いいたします。歳出でございますが、歳出の総額は 1 番上でございますが、右側のページの支出済額で 1,036 万 800 円を支出いたしております。主な支出内容につきましては、節の 13 の委託料でございます。公立病院に委託しております槻木診療所業務委託料が 1,030 万円、また節の 23 では国県補助金等返納金が 5 万 4,000 円で、これは前年度のへき地診療所運営費補助金の精算に伴う返納金でございます。歳出は以上でございます。

次に 393 ページ、次のページでございますが、実質収支に関する調書でございます。この

表で5番のところの実質収支は0円というふうなことであります。以上で国保特会直診勘定の説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋裕子さん） ここで暫時休憩といたします。

（午後1時57分休憩）

（午後2時06分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16 「議案第26号」 令和元年度久米財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第16、議案第26号、令和元年度久米財産区特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

水田農林課長。

○農林課長（水田寛明君） それでは議案第26号、令和元年度久米財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明をいたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度久米財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

説明につきましては、決算書の方で説明をさせていただきたいと思っております。

299ページをお開きいただきたいと思います。300ページの下の方、1番左のところになりますけれども、収入済額962万915円が収入済額というふうになっております。平成30年度におきましては1,079万2,278円ということで、差額といたしまして117万1,363円の減額という形になっております。こちらにつきましては、間伐等事業のですね、事業量の減ということで歳入の方も減ってきているという形になっております。

続きまして301ページをお開きいただきたいと思います。1番下の支出済額になりますけれども、832万9,525円、平成30年度におきましては818万4,245円でしたので、14万5,280円の増となっております。この要因といたしましては積立金の方をですね、昨年度よりも130万ほど増やしておりますので、そちらの方の増という形になっております。

詳細につきましては303ページの方でご説明をさせていただきたいと思っております。まず歳入ですけれども、県支出金といたしまして目の農林水産業費県補助金、節の林業費県補助金になりますが、こちらにつきましては、間伐等森林整備促進対策事業費県補助金298万9,000円の収入が入ってきております。こちらにつきましては、なるお地区の利用間伐6.52ヘクタール分の補助金、間伐の補助金という形になっております。

下の方に行ってくださいまして款の2、財産収入の項の2、財産売払収入、目の1、不動産売払収入のところ286万9,617円の収入となっております。こちらにつきましては立木売払代金ということで、なるお地区の間伐の立木代、あと治山事業によります立木補償代がこちらの方に入ってきているような形になっております。

その下の款の3、繰入金、項の1、基金繰入金になりますけれども、こちらの方は基金とりくずしをしております、そちらの方で110万4,000円の方をとりくずしを行っております。

次のページをお開きいただきたいと思います。款の4、繰越金になりますけれども、こちらの方で収入済額が260万8,033円、前年度繰越金という形になっております。

続きまして歳出の方のご説明をいたしたいと思います。307ページをお開きいただきたいと思います。款の1、財産区管理会費、こちらにつきましては、久米財産区の管理会の運営費となっております。主なものとしましては節の1、報酬になりますが、7名分の委員さんの報酬という形になっております。

その下の款の2、財産造成費になります。こちらにつきましては久米財産区有林の山林整備

管理に関する費用をこちらの方で上げさせていただいております。主なものにつきましては節の1、報酬の方で森林監視員の報酬として2名分を支払いを行っております。

12番、役務費の方で手数料33万3,576円、こちらにつきましては木材売払のですね、市場手数料、組合手数料等が入っております。その下の保険料につきまして23万3,372円、こちらにつきましては森林保険分ということで49.24ヘクタール分の保険料を支払いをしております。

1枚めくっていただきまして、310ページの方をご覧くださいと思います。節の13、委託料になりますけれども、こちらにつきましては伐出費ということで80万3,270円、こちらにつきましては山で切り出しました木材の市場までの運搬費あるいはチップになる木材のですね、伐出関係の経費という形になっております。それと、間伐等森林整備促進対策事業といたしまして350万円、こちらがなるお地区の間伐6.52ヘクタールを行っております。

19番の負担金補助及び交付金になりますが、補助金のところで今回、新しく初めて出てきておりますけれども、令和元年度公民館等補修事業補助ということで久米今村地区の公民館の改修につきまして補助金を出しております。こちらにつきましては、町の補助金等がございましたので、補助残の10%を財産区が出したという形になっております。

続きまして項の2、森林研究・整備機構分収林受託事業費になりますけれども、こちらにつきましては事業の方が行われませんでしたので支出はございません。その下の款の積立金のところになりますけれども、こちらにつきましては184万8,000円の基金積み立てを行っております。この金額を含みまして、令和元年度末の基金残額につきましては2,468万2,152円となっております。予備費については支出はございません。

続きまして313ページをお開きいただきたいと思います。実質収支に係る調書ということで5番の実質収支額129万1,000円、この金額におきましては、繰越をさせていただければと思います。説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

日程第17 「議案第27号」 令和元年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第17、議案第27号、令和元年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

久保環境整備課長。

○環境整備課長（久保日出信君） それでは議案第27号についてご説明申し上げます。

令和元年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

では決算についてご説明申し上げます。決算書の314ページをお開きいただきたいと思っております。

歳入でございまして、次のページの方、316ページの方をお開きください。こちらに歳入合計が載っております。317ページの収入済額Cの欄でございまして、3億327万7,992円を収入しております。前年と比較いたしまして1,920万3,000円の減となっております。これにつきましては、下水道の整備工事がなかったことによりまして、一般会計からの繰入金金の減少によるものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思っております。歳出でございまして、歳出の合計といたしまして支出済額Bの欄でございまして、2億8,913万9,149円を支出しております。こちらも前年比の決算と比較いたしまして1,867万4,000円の減少となっております。こちらも歳入同様に下水道整備事業の減によるものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。320 ページです。歳入の事項別明細でございます。主なものについてご説明を申し上げます。款の 1、分担金及び負担金です。目の事業費分担金でございます。節の 1、現年度分ということで受益者分担金が 168 万 3,400 円でございます。収納率が 95.6%ということで、前年比 1.8 ポイントの増となったところでございます。節の 2 の滞納繰越分につきましては 37 万 7,090 円の収入済でございます。こちらの収納率につきましては 42.8%でございます、前年比 19.3 ポイントの増加となっているところでございます。

次に款の 2 の使用料及び手数料でございます。目の 1 の下水道使用料でございます。節の 1、現年分ということで、下水道使用料の現年分が 1 億 1,460 万 6,900 円でございます。収納率が 98.5%でございます、前年比の 0.2 ポイントの増となったところでございます。2 の滞納繰越分でございますが 131 万 2,530 円でございます、こちらの収納率が 24.0%でございます。前年比に対しまして 7.7 ポイントの減少となったところでございます。

次に款の 3 の国庫支出金です。目の下水道事業国庫補助金ということで 99 万 8,000 円を収入しております。次のページをお開きいただきたいと思います。備考欄に下水道効果促進事業の国庫補助金ということで上げております。こちらは下水道の排水設備接続助成金でございます、こちらの財源として充当をしているところでございます。

次に款の 5 の繰入金です。中ほどでございますけど目の繰入金ということで、下水道事業繰入金でございます。一般会計からの繰入金で 1 億 6,138 万 9,000 円を繰り入れております。こちらにつきましては下水道整備費とあと元金と利子の方に充当をしているところでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。款の 8 の町債でございます。目の 1、下水道債ということで、節の 1 番流域下水道事業債ということで 800 万円でございます。熊本県の球磨川上流浄化センターの整備事業費の負担金の財源としたものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。次が歳出でございます。主なものについてご説明申し上げます。款の 1 の下水道事業費ということで、目 1、下水道整備費です。節の 11、需用費でございますが、備考欄の 4 番目、修繕料ということで、263 万 9,214 円を支出しております。こちらが県道の道路改良に伴います公共ますの移設または調整、またマンホール蓋の調整ということで修繕をしたところでございます。

あと 19 の負担金補助及び交付金ということで、負担金として流域下水道整備事業の負担金ということで 1,047 万 4,000 円を支出しております。こちらは球磨川上流の浄化センターの電気計装設備の改築改新工事等の負担金として支出をしたところでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。下水道維持管理費でございますけども、目の一般管理費ということで給料等を入れておりますけども、この中の節の 1 番下です、25 の積立金ということで、下水道事業基金の積立ということで 1 万 9,000 円を今回積み立てております。現在高が 1 億 8,708 万 2,000 円となっているところでございます。

次のページをお願いいたします。目の 1 の公共下水道維持管理費ということで、節の 19、負担金補助及び交付金ということで 7,883 万 9,054 円を支出しておりますが、こちらが汚水処理負担金ということで浄化センターの汚水処理に係る負担金といたしまして 5,855 万 7,060 円、あと流域下水道の建設分の負担金ということで資本費負担金が 2,028 万 1,994 円を支出しております。

次に款の 3 の公債費でございます。目の 1、元金といたしまして節の 23、償還金利子及び割引料で元金の償還でございますが、1 億 3,933 万 5,841 円でございます。令和元年度末の現在高といたしまして、今現在、15 億 8,700 万 3,429 円となっているところでございます。利子でございます。目の利子の 23、同じく償還金利子及び割引料ということで、利子分が 2,743 万 6,031 円の支出があったところでございます。

最後に 332 ページ、次のページをよろしくお願ひします。実質収支に関する調書ということで、3 番のですね、歳入歳出差引額ということで 1,413 万 9,000 円となったところでございます。4 の翌年度への繰越額はございませんので、5 の実質収支額が同額の 1,413 万 9,000 円でございます。以上、よろしくお願ひ申し上げます。

日程第 18 「議案第 28 号」 令和元年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 18、議案第 28 号、令和元年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） それでは議案第 28 号、令和元年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

決算の説明につきましては、決算書の方で説明させていただきます。介護特会の方につきましては、ページの 333 ページからが決算書となっております。

ではまず歳入の方でございますが、336 ページの方をお願いいたします。収入済額の C 欄の 1 番下の歳入合計でございますが、16 億 2,234 万 2,369 円を収入いたしております。令和元年度と比較いたしますと 808 万 1,475 円減少しております。この減少要因といたしましては、前年度からの繰越金が 1,880 万円ほど減ったためということでございます。

次に歳出でございますが、339 ページの方をお願いいたします。上の方の欄で支出済額 B 欄のところでございますが、1 番下の歳出合計でございます。15 億 1,929 万 3,855 円を支出いたしております。前年度と比較いたしますと 2,761 万 8,839 円減少いたしております。この主な要因といたしましては、精算によります前年度国県補助金等返納金が減ったためということでございます。

次に 340 ページの方でございますが、歳入歳出差引残額ということで、1 億 304 万 8,514 円となっております。この額は前年度よりも 1,953 万 7,364 円増えております。ということでございます。

次のページからが事項別明細ということになっておりますので、主なところをご説明させていただきます。341 でございます。まず介護保険の全体的な状況でございますが、令和元年度の介護保険の第 1 号被保険者数でございますが、年度末で 3,925 名ということございました。前年度と比較いたしますと、5 名の増ということでございます。また認定者数につきましては、年度末で 728 名でございます。前年度と比較いたしますと 15 名の減というふうな状況でございます。

それでは歳入の方でございますが、款の 1 の保険料でございますが、この保険料につきましては前提といたしまして、費用額の 23%を保険料で賄うというふうなことで制度が定められております。保険料につきましてはでございますが、右側のページの収入済額で 2 億 8,455 万 3,791 円を収入いたしております。収納率につきましては、現年度分で 99.25%、滞納繰越分で 15.74%、合計いたしますと 96.75%ございました。この合計の収納率は前年度よりも 0.26%減少したということでございます。またその収入済額の右側の方に不納欠損額ということで 103 万 770 円を計上いたしておりますが、この根拠といたしましては、介護保険法第 200 条に係る不納欠損処分でございます。この内訳といたしましては、処分する財産がない方が 4 名、生活困窮者が 23 名、所在不明者が 1 名ということ合計 28 名の分でございます。

次に款の 3 の国庫支出金でございますが、右側のページの収入済額で 4 億 1,024 万 6,000 円

を収入いたしております。前年度と比較いたしますと 430 万円ほど減っておるといふような状況でございます。

次に 343 ページの方をお願いいたします。款の 4 の支払基金交付金でございますが、これは社会保険診療報酬支払基金が他の保険者から集めた納付金を交付金として多良木町が受け取るものでございます。右側のページの収入済額で 3 億 9,565 万 5,595 円を収入いたしております。前年度と比較いたしますと 780 万円ほど増えておるといふような状況でございます。

次に款の 5 の県支出金でございますが、右側のページの収入済額で 2 億 2,274 万 4,224 円を収入いたしております。前年度と比較いたしますと 195 万円ほど増えておるといふような状況でございます。

次に 345 ページの方をお願いいたします。款の 7、繰入金でございますが、右側のページの収入済額で 2 億 2,523 万 1,000 円を収入いたしております。前年度と比較いたしますと 987 万円ほど増えております。主な繰入金といたしましては、すぐ下の項の 1 の一般会計繰入金で目の 1 の介護給付費繰入金、右側のページの収入済額 1 億 7,976 万 2,000 円が町の負担金ということになりまして、この数字は給付費の 12.5%というふうなことでございます。

繰入金の続きでございますが、347 ページの方をお願いいたします。中程の目の 5 の低所得者保険料軽減繰入金につきましては、所得段階区分におきまして、第 1 段階の負担割合 0.5 でございますが、これを 0.375 に、第 2 段階の負担割合、通常 0.75 でございますが、これを 0.625 に、第 3 段階におきましては、通常負担割合 0.75 を 0.725 にそれぞれ保険料を軽減したことによる一般会計からの繰入金ということでございます。

次に款の 8 の繰越金でございますが、右側のページの収入済額で 8,351 万 1,150 円を収入いたしております。前年度と比較いたしますと 1,880 万円ほど減っておるといふような状況でございます。歳入の主なところは以上でございます。

次に 351 ページの方をお願いいたします。この 351 ページから 354 ページにかけての総務費関係でございますが、これにつきましてはほぼ例年並みの支出でございました。また、介護保険の認定状況でございますが、令和 2 年 3 月末におきます本町の要介護等の認定者数でございますが、要支援 1 の方が 29 名、要支援 2 が 117 名、要介護 1 が 138 名、要介護 2 が 158 名、要介護 3 が 118 名、要介護 4 が 103 名、要介護 5 が 65 名ということで、合計しますと 728 名の方が認定されておるといふような状況でございます。また認定率におきましては 18.5%ということで、前年と比較いたしますと 0.5%、約 0.5%でございますが減少というふうな状況でございます。

次に 353 ページの方でございますが、このページの下の方でございますが、款の 2 の保険給付費でございます。保険給付費総額の支出状況といたしましては、右側のページの支出済額で 14 億 630 万 1,692 円を支出いたしております。前年度と比較いたしますと 280 万円ほど増えておるといふような状況でございます。次に保険給付費の内訳といたしまして、項の 1 の介護サービス等諸費につきましては、これは要介護者に対する給付ということで、右側のページの支出済額で 12 億 5,601 万 154 円を支出いたしております。前年度と比較いたしますと 86 万円ほど減っておるといふような状況でございます。

次に 355 ページとなりますが、項の 2 の介護予防サービス等諸費でございますが、こちらの方は要支援者に対する給付ということで、右側のページの支出済額が 3,956 万 8,387 円というふうなことでございます。前年度と比較いたしますと 300 万円ほど増えておる状況でございます。次に 357 ページでございますが、1 番上の項の 6 の特定入所者介護サービス等費でございますが、この内容といたしましては、所得が低い要介護者の方が施設サービスなどを利用した場合に食費や居住費の負担を軽くするための支出でございます。右側のページの支出済額は 7,102 万 6,053 円でございます。

次に款の 3 の地域支援事業費、項の 1 の介護予防・生活支援サービス事業費でございます

が、これは要介護認定を受けなくても利用できる訪問型、通所型のサービスに係る給付と事業の委託料となっております。右側のページの支出済額が3,352万726円でございます。前年度と比較いたしますと62万円ほど増えておるということでございます。

次に359ページの方をお願いいたします。項の2の一般介護予防事業費でございますが、右側のページの支出済額が680万8,759円でございます。この事業につきましては、現在の状態に関係なく、高齢者が要介護状態になることを予防するために実施する事業費でございます。

次に項の3の包括的支援事業・任意事業費、目の1、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費でございますが、右側のページの支出済額が1,159万5,728円でございます。この事業につきましては、主に上球磨包括支援センターへの委託事業でございます。この内容といたしましては、総合相談、権利擁護、あるいはケアマネジメント支援事業などがございます。

次に361ページでございますが、目の2の任意事業費でございますが、右側のページの支出済額が857万3,207円でございます。主な支出といたしましては、節の20の扶助費、この備考欄でグループホーム入所者家賃等助成事業772万3,500円などがございます。

次に363ページの方をお願いいたします。款の4の基金積立金でございますが、右側のページの支出済額で7,402円を積み立てておりますが、これは基金の利子相当分でございます。この積み立てを行った後の基金現在高でございますが、これが2,647万4,000円というふうなことでございます。歳出の主なところは以上でございます。

次に367ページですね、の実質収支に関する調書でございます。5番の実質収支額でございますが、1億304万8,000円というふうなことでございます。この金額が令和2年度への繰越金となるわけでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

日程第19 「議案第29号」 令和元年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第19、議案第29号、令和元年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東 健一郎君） 議案第29号、令和元年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

説明の方は、決算書の方で行わせていただきます。後期高齢者会計の決算につきましては、ページの368ページの方から決算書となっております。

まず歳入の方でございますが、369ページの方をお願いいたします。このページの収入済額C欄の1番下の歳入合計でございます。1億4,504万8,919円を収入いたしております。平成30年度と比較いたしますと320万6,518円の増ということで、主な要因といたしましては、保険料の収入増というふうなことでございます。

次に370ページの方をお願いいたします。歳出の支出済額B欄の1番下の歳出合計でございます。1億4,498万8,431円を支出いたしております。平成30年度と比較いたしますと373万1,861円の増ということで、この主な要因は、後期高齢者医療広域連合への納付金の増というふうなことでございます。

次に371ページの歳入歳出差引残額ということで6万488円となっておりますが、この額は前年度より52万円ほど減っておるというふうな状況でございます。

次のページからが事項別明細ということでございますので、主な部分についてご説明させていただきます。372ページからでございます。まずこの特別会計につきましては、業務の流

れといたしまして、保険料を賦課徴収したものを広域連合へ納付するというものが主な業務の一つでございまして、後期高齢者医療に係る給付等につきましては、熊本県後期高齢者医療広域連合が行っております。令和元年度の年度末の被保険者数につきましては 2,140 名ということで、前年度より 31 名ほど減っておるといふような状況でございます。

それではまず歳入でございますが、款の 1 の後期高齢者医療保険料ということで、右側のページで収入済額 8,879 万 8,600 円を収入いたしております。前年度と比較いたしますと 650 万円ほど増えておるといふような状況でございます。収納率につきましては現年度分が 99.90%、過年度分が 29.44%、合計で 98.91%ということで、収納率につきましては、ほぼ前年並みといふような状況でございます。またその収入済額の右側の方に不納欠損額ということで、滞納繰越分普通徴収保険料 50 万 520 円を計上いたしております。この根拠といたしましては、高齢者の医療の確保に関する法律第 160 条の規定による不納欠損処分でございます。この対象者は 2 名でございまして、いずれも生活困窮者といふようなことでございます。

なお保険料につきましては、県内均一の保険料となっております、平成 26 年度以降同じ保険料率で運用されてきましたが、令和 2 年度に改定されたといふような状況でございます。また、運営に係る負担割合といたしましては、国、県、市町村で給付費の 5 割を負担しております。また現役世代からの支援金で 4 割を負担いたしまして、残りの 1 割を被保険者の方が保険料として負担していただくといふような制度になっております。

次に決算書の方でございますが、款の 3 の繰入金でございますが、項の 1 の一般会計繰入金、目の 2 の保険基盤安定繰入金ということで、右側のページで収入済額 4,861 万 1,668 円を歳入いたしております。この繰入金は保険料を軽減したことに対する繰入金でございまして、財源といたしましては県費が 4 分の 3、それに町が 4 分の 1 を付けてこの会計に繰り出すといふようなことでございます。

次に款の 5 の諸収入でございますが、ページは飛ばしまして 376 の方をお願いします。376 ページの方をお願いいたします。項の 4 の受託事業収入で目の 1 の後期高齢者医療連合受託事業収入ということで右側のページで収入済額が 530 万 8,042 円でございます。前年度と比較いたしますと 22 万円ほど多くなっております。内容につきましては、備考欄の方でございますが、後期高齢者の健康診査受託事業収入でございます。これは健診業務を広域連合より委託されるために、こちらの方に収入ということで上げております。収入の主なところは以上でございます。

次に 378 ページの方をお願いいたします。歳出でございますが、款の 2 の後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、右側のページの支出済額で 1 億 3,762 万 9,148 円を支出いたしております。前年度と比較いたしますと、350 万円ほど増えておるといふような状況でございます。この広域連合納付金の内訳につきましては次の 381 ページの方にかけてでちょうど交わっておりますが、1 番右側の備考欄でございます。熊本県後期高齢者医療広域連合、まず被保険者保険料負担金ということで 8,901 万 7,480 円を支出しております。これにつきましては歳入の方で申しましたとおり、保険料を収入した分をそのまま広域連合に納めるといふようなことでございます。

またその下の方が保険基盤安定負担金ということで 4,861 万 1,668 円を支出しておりますが、これも先ほど収入で申しましたとおり、一般会計から繰り入れたものをそのまま広域連合に負担金として納めるといふようなことでございます。次に款の 3 の保健事業費でございますが、目の 1 の健康診査費でございます。右側のページの支出済額で 553 万 4,464 円を支出いたしております。これが健康診査の費用でございます。なお、令和元年度の後期高齢者医療健診受診率でございますが、速報値でございますが、27.34%といふような数字が出ております。歳出の主なもの以上でございます。

次に 1 番最後のページへといひますか 384 ページでございます。実質収支に関する調書とい

うことで、5番の実質収支額でございますが、6万1,000円というふうなことになっております。これが令和2年度への繰越金ということでございます。以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 以上で日程第7、議案第17号から日程第19、議案第29号までの説明が終わりました。

以上の議案については9月8日に審議・採決を行います。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

（午後2時51分散会）